

ボランティア基金

■ ボランティア基金とは

川西市における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的に継続的なボランティア活動を育成・助長することを目的とし、寄付金をもって積み立て、その原資及び利息を次の事業に活用します。

令和 8 年 3 月末現在の積立金 19,629,167 円

■ ボランティア基金の払い出し先

- (1) ボランティア活動を振興するための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動の振興のための調査研究事業
- (3) ボランティア活動のための機器、機材の整備事業
- (4) ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業
- (5) 社会福祉協議会ボランティア活動センターの行う事業
- (6) 基金造成のための啓発事業
- (7) その他、目的達成のため必要と認められた事業

■ 振込先

三井住友銀行 川西支店 普通預金 3680948
池田泉州銀行 川西支店 普通預金 4859933
口座名義 福) 川西市社会福祉協議会

◎ 税制の優遇措置

社会福祉法人への寄付金については、以下のとおり税制上の優遇措置が講じられています。

1. 個人の場合

個人が行った寄付金については、一定額を所得税の課税所得から控除することができる『寄付金控除』の制度が設けられています。

○所得税に係る寄付金控除額

寄付金額(年間所得の 40%を限度とする額) - 2,000 円

2. 法人の場合

法人が行った寄付金については、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で『損金算入』することができます。

○次に掲げる金額の合計額の 2 分の 1 に相当する金額

イ その事業年度終了の時における資本金等の額(零に満たない場合は零とします)を 12 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の 1000 分の 3.75 (注)に相当する金額

(注)平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 1000 分の 2.5 に相当する金額

ロ その事業年度の所得の金額の 100 分の 6.25 (注) に相当する金額

(注)平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 100 分の 5 に相当する金額